

羽毛布団の点検に来ましたとの訪問販売に注意！

事例

独居の母の家で、布団のリフォームの契約書を見つけた。15万円と高額な金額が書かれている。母に聞くと事業者が古布団を見てリフォームが必要だと言われ持って行ったという。後日、代引きで受け取る内容になっている。布団は複数あり、古い布団は処分も検討中だ。クーリング・オフ希望。(50歳代 女性)



アドバイス

- 「処分してもよい布団はないか」などと訪問されても、安易に家の中に入れてないようにしましょう。家の中に上げてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
- 布団の処分は事業者ではなく、自治体のルールに従って処分しましょう。
- 事業者の来訪は、なるべく一人で対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。
- 家族や周囲の人は、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、いつもと違う様子はないかなど、気を配りましょう。
- クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。しつこく勧誘され恐怖を感じたときや困ったときは、名寄市消費生活センターに相談して下さい。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

